

## 第7節の2 育児支援給付

(ベビーシッター育児支援割引券)

第18条の2 会員が就労のためにベビーシッター事業者のベビーシッター育児支援サービスを利用する場合、次によりベビーシッター育児支援割引券を交付する。

交付枚数		交付限度枚数	
利用1日につき	1枚	1暦年につき	240枚

- 2 ベビーシッター事業者とは（財）こども未来財団の正会員である事業者をいう。
- 3 ベビーシッター育児支援サービスとは、乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内での保育あるいは保育所などへの送迎をいう。